

(参考資料)

大雪等により被災された農林漁業者の皆様へ

令和2年から3年までの冬期の大雪による農林水産関係被害への支援対策

**令和3年2月
農林水産省**

<ハウス再建・農業用機械の取得>

パイプハウスを再建したい	1
耐候性ハウス・ガラスハウスを再建したい	2
生産資材を購入したい	3
農業用機械等の取得に際し費用を低減したい	4
事前着工、査定前着工による早期営農再開に向けて	5
被災した農業用ハウス等の処理について	6
J Aの皆さん、市町村のご担当者をお願いしたいこと	7
被災した農業用ハウス等を処理したい	8
農業用ハウスを補強したい	9
被災を機に耐候性ハウスやパイプハウスのリース導入を進めたい	10
農業用ハウスの施工業者が確保できない	11

<資金調達>

経営再建に必要な資金を調達したい	12
------------------	----

<収入保険・共済金>

被災した園芸施設に係る農業共済の対応等について	13
いつでも加入できます！万一に備える園芸施設共済	14
経営を守る強い味方！収入保険制度	15

<その他農業>

樹園地の営農再開に向け、被害果樹の修復や植替えを行いたい	16
酪農・畜産関係の支援を受けたい	17
農地や水路、林道等を復旧してほしい	19
鳥獣被害防止施設の復旧をしてほしい	20
農業次世代人材投資事業及び青年等就農資金の取扱いについて	21

<林業>

被災した森林の復旧や被害木の伐採をしてほしい	22
被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の 撤去・復旧・整備をしてほしい	23

<水産業>

漁港施設等の復旧をしてほしい	24
漁船、漁具等が被災してしまった	25
共同利用施設が被災してしまった	26

パイプハウスを再建したい

被災したパイプハウスの再建については、農業者のニーズに応じ以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災したハウスの撤去	農業用ハウスの再建等に伴う撤去を業者に発注する場合、 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ） の優先採択により支援	国：園芸施設共済加入者は共済金の国費相当額と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は1/10-3/10 県等：県と市町村による負担 農家：100%－（国の負担＋県等の負担） ※ 人・農地プランの中心経営体等である者が対象	経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148
	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要なパイプハウスの生産資材の購入（自力施工）と併せて被災ハウス資材を処分する場合、 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策） により支援 ※解体費用は含まない	国：1/2以内 農家：100%－（国の負担）	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945
農業用ハウスの再建・修繕	農業用ハウスの再建・修繕等を業者に発注する場合、 強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ） の優先採択により支援	国：園芸施設共済加入者は共済金の国費相当額と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は1/10-3/10 県等：県と市町村による負担 農家：100%－（国の負担＋県等の負担） ※ 人・農地プランの中心経営体等である者が対象	経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148
	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要な生産資材の購入等を行う場合（自力施工）、 持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策） により支援	国：1/2以内 農家：100%－（国の負担）	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945

耐候性ハウス・ガラスハウスを再建したい

被災した耐候性ハウスやガラスハウスの再建は、以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災したハウスの部材の撤去	<p>農業者等が部材やガラス片の撤去を行う場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)の優先採択により支援</p> <p>※ 被災したハウスの再建等と併せて行う場合に限る</p>	<p>国 : 園芸施設共済加入者は共済金の国費相当額と併せて1/2相当 園芸施設共済未加入者は1/10-3/10</p> <p>県等 : 県と市町村による負担</p> <p>農家 : 100%-(国の負担+県等の負担)</p> <p>※ 人・農地プランの中心経営体等である者が対象</p>	<p>経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148</p>
	<p>農業者の組織する団体等(5名以上)が行う場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)により支援</p> <p>※ 被災したハウスの再建等と併せて行う場合に限る</p>	<p>国 : 1/2以内</p> <p>県等 : 県と市町村による負担</p> <p>農業者の組織する団体等 : 100%-(国の負担+県等の負担)</p>	<p>生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945</p>
耐候性・ガラスハウスの再建	<p>農業者の組織する団体等(5名以上)が行う場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)により支援</p>	<p>国 : 1/2以内</p> <p>県等 : 県と市町村による負担</p> <p>農業者の組織する団体等 : 100%-(国の負担+県等の負担)</p>	<p>生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945</p>

生産資材を購入したい

被災に伴う追加的に必要となった防除・施肥、種子・種苗・融雪剤等の確保、種苗の融通等については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 被災に伴う追加防除・施肥、追加的な種子・種苗・融雪剤等の確保、営農再開に必要な作業委託及び農業機械等レンタルに係る経費を助成
- (2) 作物残さ等の撤去に係る経費を助成
- (3) 被災した乾燥調製施設等における簡易な補修に係る経費を助成
- (4) 周辺の育苗施設から被災地域へ種苗を融通するために必要な輸送等に要する経費を助成

2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
(1) 追加防除・施肥、追加的な種子・種苗・融雪剤等の確保、営農再開に必要な作業委託及び農業機械等レンタルに係る経費助成 (2) 作物残さ等の撤去に係る経費助成 (3) 乾燥調製施設等の補修に係る経費助成 (4) 種苗の融通に要する輸送等に係る経費助成	持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援対策)	国※：定額、1/2 農家：事業費と補助額の差額、1/2 ※ (1) 1/2 (2) 1,500円/10a以内 (3) 1/2 (上限1千万円) (4) 輸送経費7,000円/t以内	生産局 総務課生産推進室 TEL：03-3502-5945

農業用機械等の取得に際し費用を低減したい

被災した農業用機械等の取得、修理等については、農業者のニーズに応じ以下の制度による支援を受けることが可能です。

1. 農業用機械等の再取得・修繕

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農業用機械等の再取得(中古農機(残存耐用年数が2年以上のものを含む。)、修繕)	トラクターなどの農業用機械等の再取得や修繕費用について、強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)の優先採択により支援	国 : 3/10 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100%-(国の負担+県等の負担) ※ 人・農地プランの中心経営体等である者が対象	経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148

2. 農業機械のリース

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農業機械等のリース導入	被災を機に作物転換・規模拡大等を図る場合に必要な農業機械等のリース導入経費について、持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)により支援	国 : 本体価格の1/2 農家 : 100%-(国の負担)	生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945

事前着工

○被害を受けた日以降の取組(着工)であれば、事業の計画承認等の手続き前でも事前着工が可能です。

- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(地域担い手育成支援タイプ)
- ・持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策)
- ・強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策)

【保存が必要な書類】

- ①施設の被害状況、作業を行った者、日付、費用の額が分かる書き物や写真
- ②作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書、領収書などの書類

査定前着工

○施設を早急に復旧する必要がある場合、災害査定を待たずに復旧工事に着手できる査定前着工が可能です。

事業名：災害復旧事業（農地・農業用用水路等、林道施設、漁港施設、共同利用施設）

【事前着工を行う際に保存が必要な書類】

- ①施設等の被災状況を事前に調査、撮影
- ②査定前工事の実施中の写真、契約書、工事費支払額等が確認できる証拠書類等

《査定前着工の事例（農地の復旧）》



《査定前着工の事例（水路の復旧）》



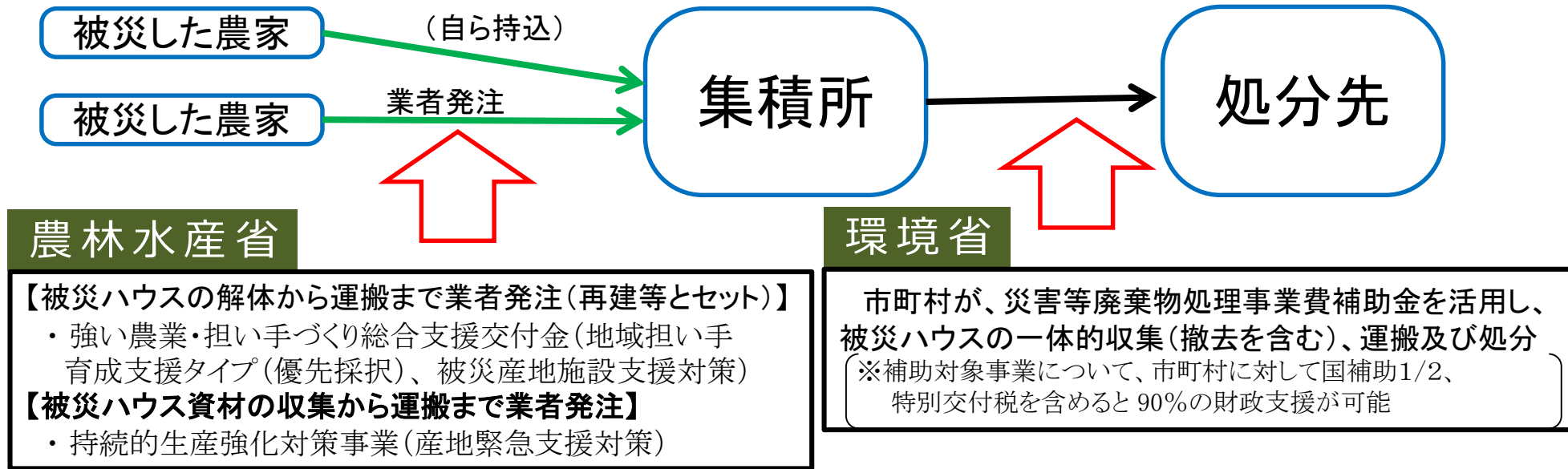
被災した農業用ハウス等の処理について

1. 事業概要

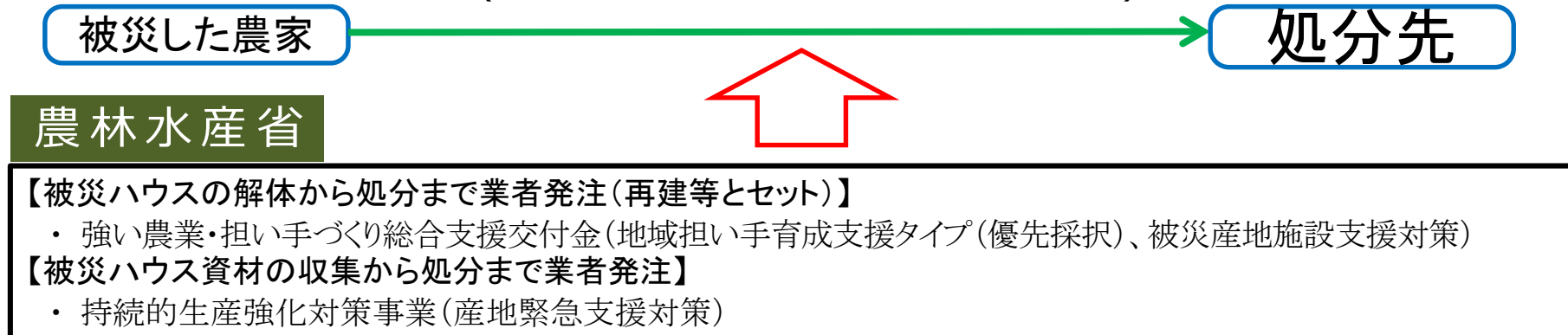
農林水産省と環境省の事業の連携により、被災した農業用ハウス等の処理を支援。

2. 処理スキーム

(1) 集積所を経由する場合



(2) 集積所を経由しない場合(ハウスの撤去を特に急ぐ必要がある等)



J Aの皆さんにお願いしたいこと

- ① 市町村の環境部局、農業部局と相談し、集積場の設置場所、運営方法(受付日時等)を決めてください。また、その内容を被災農家に周知してください。
- ② 被災したハウスの集積場への運搬等に要する経費は、農林水産省の補助事業により支援します。発災以降に生じた経費であれば、補助事業の対象とします。
- ③ ハウスの解体・収集には、多くの人手が必要となります。不足することにならないよう、被災農家を含む各生産部会の有志等をリスト化・グループ化し、被災農家の作業支援体制を整えてください。また、発注先の業者に人手不足が生じる場合には、無料職業紹介等を通じて人員確保に協力してください。

市町村のご担当者をお願いしたいこと

被災した農業用ハウス等の資材の廃棄については、農林水産省と環境省が連携し、撤去に関するスキームを構築しました。

つきましては、環境部局、農業部局で相談いただき、廃棄する資材等の集積所の設置等に関する現場からの相談・依頼へ対応願います。

被災した農業用ハウス等を処理したい

被災した農業用ハウス等の処理については、以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した農業用ハウス、農作物等の処理	被災した農業用ハウス、農作物等が長期間放置され新たな災害等により周辺環境へ支障を及ぼすおそれがあるなど、生活環境保全の観点から支障があると認められる場合であって、市町村が一体的に収集(撤去を含む)、運搬及び処分を行う場合、 災害廃棄物処理事業 により市町村の処理費用を支援	国 :50% 特別交付税:40% 市町村 :10% 農家 :0	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 TEL:03-5521-8337

農業用ハウスを補強したい

被災した農業用ハウスの補強は、以下の制度による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災を機とした農業用ハウスの補強	<p>再建・修繕等と併せて業者に発注して補強を行う場合、強い農業・担い手づくり総合支援交付金（地域担い手育成支援タイプ）の優先採択により支援</p> <p>※ 被災したハウスの再建等と併せて行う場合</p>	<p>国 : 3/10 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100%－(国の負担＋県等の負担)</p> <p>※ 人・農地プランの中心経営体等である者が対象</p>	<p>経営局 経営政策課 TEL:03-6744-2148</p>
	<p>自力施工により、被災したハウスの補強を行う場合、持続的生産強化対策事業（産地緊急支援対策）により、必要な生産資材の購入費用を支援</p>	<p>国 : 1/2 農家 : 1/2</p>	<p>生産局 総務課生産推進室 TEL:03-3502-5945</p>

（参考）被災の有無によらず農業用ハウスの補強を行う場合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
農業用ハウスの補強、融雪装置の導入	<p>県が定める計画に基づき、複数農業者が共同の事業継続計画を策定し、非常時の協力体制の構築等に取り組む場合、園芸産地における事業継続強化対策により、農業用ハウスの補強に必要なパイプ等の資材や融雪装置の費用、業者が施工する場合の経費等を支援。</p>	<p>国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 農家 : 100%－(国の負担＋県等の負担)</p>	<p>生産局 園芸作物課 TEL :03-3593-6496</p>

被災を機に耐候性ハウスやパイプハウスのリース導入を進めたい

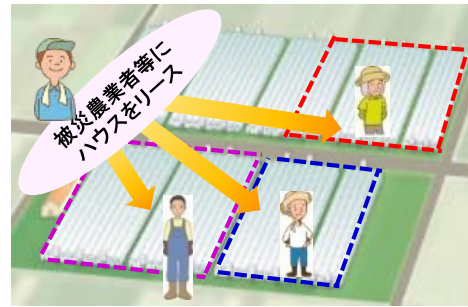
大雪での被災や高齢化等により離農した者の農地を活用して、JAやJA出資法人が主体となって耐候性ハウスを整備することで、農業者の初期投資を軽減することが可能です。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
耐候性ハウスへの転換	農業者の組織する団体等(5名以上)が行う場合、 強い農業・担い手づくり総合支援交付金(被災産地施設支援対策) により支援	国 : 1/2以内 県等 : 県と市町村による負担 農業者の組織する団体等(事業実施主体) : 100%-(国の負担+県等の負担)	生産局 総務課生産推進室 (03-3502-5945)
パイプハウスの再建	被災を機に作物転換や規模拡大等に取り組むために必要な生産資材の購入等を行う場合(自力施工)、 持続的生産強化対策事業(産地緊急支援対策) により実施	国 : 1/2以内 農家 : 100%-(国の負担)	生産局 総務課生産推進室 (03-3502-5945)

ハウス団地(共同利用)を整備



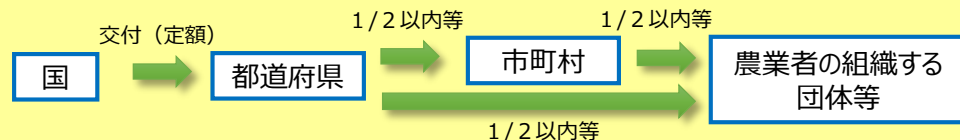
農業者等にハウスをリース



※農業者自身が整備した場合、農業者の初年度負担は事業費の1/2となります。

JAまたはJA出資法人が整備し、農業者が賃借した場合、リース期間中、農業者が分割して料金を払うため、農業者の初年度負担を大幅に軽減することが可能です。

【事業の流れ】



低コスト耐候性ハウスとは

- 骨組みに鉄骨や角パイプを用いたハウス(基礎あり)
- 接合部分等の改良により、従来の鉄骨ハウスよりコストを抑え、耐候性を向上(耐雪重50kg/m²)
- 整備費用 1,100 ~ 1,500万円/10a

パイプハウス

低コスト耐候性ハウス



※令和元年の台風第15号では、パイプハウスは被害を受けたが、低コスト耐候性ハウスに被害はなかった。

農業用ハウスの施工業者が確保できない

資材メーカー、ハウスメーカーへの協力要請及び各都道府県のハウス施工業者の営業所等を紹介しています。また、農業者自らが施工を行えるよう、自力施工の手順や留意点を記載したマニュアルを紹介しています。

○ 資材メーカー等への協力要請、施工業者等の紹介

農林水産省は、早期の営農再開に向けて、1月14日に資材メーカー、ハウスメーカー等関係者に対し、資材の円滑な供給と早期の着工等の協力依頼をしています。

各都道府県のハウス施工業者の営業所等は、農林水産省のホームページで紹介しています。地域の店舗に注文が集中し、資材の確保や施工に長時間を要することが見込まれる場合は、近隣都道府県の店舗への発注についてもご検討ください。

また、早期復旧を図るためには、県内の行政、農業者団体、ハウスメーカー等の関係者が被害状況や復旧の進捗状況等を共有することが有効であり、各県において、そのための連絡会議などを設置することもご検討いただくようお願いしているところです。

<https://www.maff.go.jp/j/seisan/ryutu/engei/sisetsu/saigaitaisaku.html>

(農林水産省HP「施設園芸の台風、大雪被害防止と早期復旧対策」2(イ)ハウス施工業者リストを参照)



○ 自力施工

注文から施工まで期間を要する場合は、生産者自らが施工を行うこと（自力施工）も有効です。

自力施工にあたっては、全農が簡易なパイプハウスの建て方をまとめた「パイプハウス建て方マニュアル」を作成し、関連の動画資料とともに全農ホームページで掲載中です。自力施工のご参考に、どうぞご利用下さい。

http://www.agri.zennoh.or.jp/N_index.aspx



また、生産者部会等で被災農業者による施工体制を整備し、他の被災農業者のハウスの施工を共同で請け負う、施工業者の工事に作業員として参画する等の取組も有効です。

パイプハウスの自力施工!

パイプハウスを建てたいけど、工事費が高い、時間が掛かるとお悩みの方！部会や法人で自力施工に取り組んでみませんか？

こんな困り事、ごいませんか？

① 工事費が高い...

自力施工ならコストダウン！
費用のうち、施工費を削減して、約20%のコストダウンに繋がります。

② 注文してから時間が掛かる...

自力施工なら待たずに着工！
資材注文後、施工業者を待たずに、すぐ着工できるので、災害後の避難時にもスピーディに対応出来ます。

③ でも建て方が分からない...

自力施工はマニュアル&動画で安全安心！
全農ホームページで「パイプハウス建て方マニュアル」と解説動画を公開中！安全に配慮した施工に役立てられます。

→マニュアル、動画の詳細はウラ面をご覧ください。

農林水産省 生産局 園芸作物課 TEL 03-3593-6496

経営再建に必要な資金を調達したい

被災農林漁業者の経営再建に必要な資金については、以下の融資を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 被災農林漁業者の経営再建に必要な資金を長期・低利で融資
- (2) 新規・既往融資について、円滑な融通や償還猶予等の措置が適切に講ぜられるよう関係金融機関に要請

2. 主な災害関係資金の概要

資金名	資金使途	限度額	償還期限 (据置期間)	担当及び問合せ先
農林漁業 セーフティネット資金	災害等を受けた農林漁業者の経営の安定を図るのに必要な資金	600万円又は 年間経営費等の6/12	10年 (3年)	(農業関係) 経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726
農林漁業施設資金 (災害復旧)	農業用施設・農機具・漁船等の復旧、果樹の改植・補植、農業協同組合等が所有する共同利用施設の復旧	負担額の80%又は1施設当たり300万円 (漁船(20トン未満)1,000万円等)	15~25年 (3~10年)	(林業関係) 林野庁企画課 TEL：03-3502-8037 (水産関係) 水産庁水産経営課 TEL：03-6744-2347

被災した園芸施設に係る農業共済の対応等について

農業共済における共済金の早期支払等を実施。

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
共済金の早期支払	農業共済の加入者に対し、共済金を早期に支払う。		
園芸施設の損害に対する共済金の支払	園芸施設共済の加入者に対し、園芸施設の被害の程度に応じて共済金を支払う。	加入時に 国：共済掛金の原則50% 農業者：共済掛金の原則50%	経営局 保険監理官 TEL：03-3502-7380
	撤去費用を補償対象に追加している園芸施設共済の加入者に対し、撤去費用の共済金を支払う。		
収入保険の加入者に対するつなぎ融資	収入保険の補てん金の支払は保険期間終了後になるが、自然災害により補てん金の受取りが見込まれる場合、保険期間中に全国農業共済組合連合会が無利子のつなぎ融資を実施。 これにより、農業者が営農再開に向けた運転資金等を得られる。	加入時に 国：保険料の50% 農業者：保険料の50% 国：積立金の75% 農業者：積立金の25%	経営局 保険課 TEL：03-6744-2174

いつでも加入できます！万々に備える園芸施設共済

- ◎補償対象: ガラス温室、ビニールハウス、雨よけ施設等(※暖房器具、栽培棚などの**附帯施設**や**撤去費用**も補償の対象に追加可能)
- ◎補償対象とする事故: 風水害、雪害などの自然災害(地震及び噴火を含む)の他、火災、航空機の墜落、車両の衝突なども幅広く補償
- ◎補償額: 築年数に応じて補償額(新築時の資産価値の8~4割)を設定(※**どんなに古いハウスも、新築時の資産価値の4割まで補償**)

特約を付加すれば、**新築時の資産価値の10割まで補償**することが可能【令和2年9月から】

特約① 復旧費用特約(被覆材は補償対象外): 復旧を条件に、新築時の資産価値の最大8割まで補償

特約② 付保割合追加特約: 新築時の資産価値の最大2割を補償

◎補償期間: **1年間**

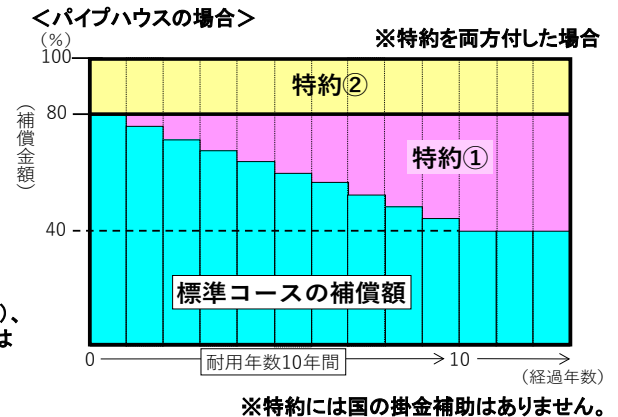
◎掛金: **掛金の半分は国が負担**(標準コース)

無事故など被害が少ない場合は掛金率を年々引き(最大5割引)

(パイプハウス(10a、4年経過)の掛金例)

標準コース	
掛金 26,500円	全損した場合の共済金 221万円

※試算の前提: パイプハウス(19mm)、4年経過(被覆材は毎年張替)、10a、新築時の資産価値312万円、現在価値額276万円、掛金率は全国平均、国が補助した後の農業者の掛金



【掛金の割引】

○**小さな被害を補償範囲から外す**ことにより、**掛金が大幅割引**になります。

小さな被害を補償範囲から外すコース	
損害額が10万円を超える場合に補償 掛金 14,800円 (44%割引)	全損した場合の 共済金 221万円 (標準コースと 変わらない)
損害額が20万円を超える場合に補償 掛金 8,200円 (69%割引)	
損害額が50万円を超える場合に補償 掛金 2,900円 (89%割引)	
損害額が100万円を超える場合に補償 掛金 1,000円 (96%割引)	

※試算の前提は標準コースと同じ。割引率は標準コースからの割引率。

○**集団加入割引**

生産部会等の**集団**で加入すると、**掛金を5%割引**します。

○**太いパイプハウスの割引**

太いパイプ(31.8mm以上)ハウスにすると、**掛金が15%安**くなります。

○**耐用年数を大幅に超過した施設の除外**

全棟加入が原則ですが、**耐用年数を大幅に超過した施設(耐用年数の2.5倍)**を補償範囲から外すことにより**掛金を安く**することも可能です。

1 制度の概要

個別の品目ごとではなく、**農業者の収入全体を対象**として、**自然災害**による収量減少や価格低下をはじめとする様々なリスクによる**収入減少を補償**

農業者ごとに**基準収入（過去5年間の平均収入）の9割を下回った場合に、差額の9割を上限に補填**することが基本

基準収入の8割以下の部分を**保険方式（掛け捨て）**、8割～9割の部分を**積立方式（掛け捨てではない）**で補てんし、**保険料等の50%、積立金の75%を国庫補助**

※補償の範囲を調整することで**保険料等を安くすることが可能**

【根拠法令】農業保険法（昭和22年法律第185号）

2 対象者

青色申告を行っている農業者

3 保険金等の支払方法

収入保険事業の実施主体であるNOSAI（のうさい）全国連が、加入者の納付した**保険料及び積立金と、国から交付される保険料国庫負担金等**を原資として加入者に支払い

4 保険金支払時期

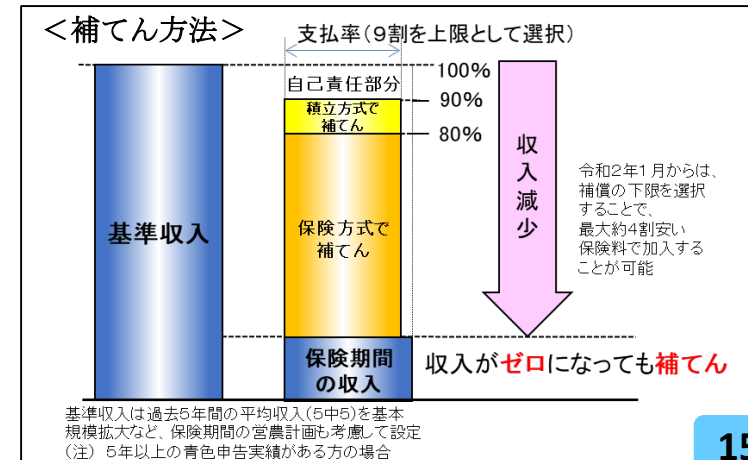
保険期間終了後の**確定申告後（個人の場合は3～6月頃）**

保険金の支払いまで、**無利子のつなぎ融資**を受けることが可能

5 具体的な活用イメージ

基準収入が1,000万円の農業者の場合、**保険料7.8万円、積立金22.5万円、付加保険料（事務費）2.2万円**の合計**32.5万円**を支出

収入が減少した場合、最大810万円まで補填することが基本



樹園地の営農再開に向け、被害果樹の修復や植替えを行いたい

被災した樹園地の営農再開については、以下による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 融雪剤や樹体の修復用資材等の購入に必要な経費を助成
- (2) 果樹棚の再建に必要な経費を助成
- (3) 被害を受けた果樹の植替えや、これにより生じる未収益期間に必要な経費を助成
- (4) 被害果実の利用促進に必要な経費を助成

2. 対策事業と農家の負担割合

支援内容	対応事業等	支援の内容	担当及び問合せ先
<p>(1) 融雪剤や樹体の修復用資材等の購入に必要な経費の助成</p> <p>(2) 果樹棚の再建に必要な経費の助成</p> <p>(3) 被害果樹の植替えや未収益期間に必要な経費の助成</p> <p>(4) 被害果実の利用促進に必要な経費の助成</p>	<p>持続的生産強化対策事業 (産地緊急支援対策・果樹産地再生支援対策)</p>	<p>国：定額、1/2 農家：事業費と補助額の差額 100% - (国の負担 + 県等の負担)</p> <p>(1) 営農再開に必要な融雪剤や樹体の修復用資材等の購入費：1/2以内 (2) 果樹棚の撤去費及び再建に必要な資材の購入費：1/2以内 (3) 被害果樹の植替えや未収益期間に必要な経費</p> <p>① 植替えに必要な被災樹体の撤去費・苗木代等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ りんご、ぶどう、おうとう、なし、もも等：17万円/10a ・ みかん等のかんきつ類：23万円/10a ・ りんごの超高密植栽培：73万円/10a ・ りんごの新しい化栽培：53万円/10a ・ ぶどう、なし、もも等の根域制限栽培：100万円/10a ・ みかん等のかんきつ類の根域制限栽培：111万円/10a ・ なし等のジョイント栽培：33万円/10a <p>② 未収益期間に必要な肥料代・農薬代等 22万円/10a (=5.5万円/10a × 4年分) を一括交付</p> <p>(4) 被害果実の利用促進に必要な経費</p> <p>① 被害果実の一時貯蔵等に要する経費：1/2以内 ② 被害果実等の消費拡大PRに要する経費：1/2以内</p>	<p>生産局 園芸作物課 TEL:03-3502-5957</p>

酪農・畜産関係の支援を受けたい（1 / 2）

酪農・畜産に係る被害については、以下による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	対象農家※1	支援の内容※2	担当及び問合せ先
畜舎・機械の再建 ・修繕等	①畜舎・付帯施設・機械の簡易な修理、簡易畜舎の整備、土砂・がれき等の撤去等の支援※3が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉 豚・鶏	国 : 1/2以内 農家 : 100% - (国の負担)	①、③、④について (酪農関係) 生産局牛乳製品課 TEL : 03-3502-5988
	②被災した畜舎・畜産物処理加工施設（耐用年数が5年以上20年以下のもの）、農業用機械等の再建・修繕に対する支援が可能 【強い農業・担い手づくり総合支援交付金】 (ア：地域担い手育成支援タイプ（優先採択）) (イ：被災産地施設支援対策)	乳・肉 豚・鶏	ア 国 : 3/10※4 県等：県と市町村による負担 農家：国、県等の支援額を除いた分を負担 イ 国 : 1/2※5 県等： 県と市町村による負担 農家等： 100% - (国の負担 + 県等の負担)	(肉用牛関係) 生産局畜産企画課 TEL : 03-3502-0874 (養豚関係) 生産局畜産振興課 TEL : 03-3591-3656 (養鶏関係) 生産局畜産振興課 TEL : 03-3591-3656
乳房炎の治療・予防管理等	③乳房炎の治療・予防用資材、搾乳機器点検、予防のための取組等に対する支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳	国 : 1/2以内等 農家 : 100% - (国の負担)	②について ア：経営局経営政策課 TEL : 03-6744-2148 イ：生産局総務課 TEL : 03-3502-5945
家畜の避難・預託	④被災家畜の避難・預託※6の支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉 豚・鶏	国 : 1/2以内等 農家 : 100% - (国の負担)	

※1：対象農家の欄における各表記は次のとおり。 乳：酪農家等、肉：肉用牛農家等、豚：養豚農家等、鶏：家きん農家等

※2：農家等の負担割合は県等の支援により軽減される場合がある。

※3：畜舎・付帯施設・機械の簡易な修理（家きんについては鳥インフルエンザ対応）、土砂・がれき等の撤去については家きん農家等も対象

※4：人・農地プランの中心経営体等である者が対象。

※5：農業者の組織する団体等（5名以上）が対象。

※6：家きんの避難・預託については鳥インフルエンザ対応

酪農・畜産関係の支援を受けたい (2 / 2)

酪農・畜産に係る被害については、以下による支援を受けることが可能です。

支援内容	対応事業	対象農家※1	支援の内容※2	担当及び問合せ先
家畜導入	⑤被災（停電を含む）により、死亡・廃用した乳用牛、肉用牛繁殖雌牛、繁殖用豚の導入の支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉・豚	国：1/2以内 上限：妊娠牛275千円/頭 繁殖雌牛175千円/頭 繁殖用豚（純粋種）100千円/頭 繁殖用豚（交雑種）40千円/頭 農家：100%-（国の負担）	⑤、⑦について （酪農関係） 生産局牛乳乳製品課 TEL：03-3502-5988 （肉用牛関係） 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874
	⑥牛・豚（肥育畜を含む）、鶏の導入について、農林漁業セーフティネット資金、農業近代化資金、スーパーL資金等の活用が可能	乳・肉・豚・鶏	—	（養豚関係） 生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656
停電時の電力確保に要した発電機の借上げ等	⑦停電時の電力確保に要した発電機の借上げ、今後の災害等に備えた非常用電源の整備、貯乳施設（クーラーステーション）への非常用電源の整備に対する支援が可能 【畜産経営災害総合対策緊急支援事業】	乳・肉・豚・鶏	国：1/2以内 農家：100%-（国の負担）	（養鶏関係） 生産局畜産振興課 TEL：03-3591-3656
経営安定対策の特例措置	⑧肉用牛肥育経営安定交付金（牛マルキン）、⑨肉豚経営安定交付金（豚マルキン）における生産者負担金の納付猶予等を実施	肉・豚	—	⑥について 経営局金融調整課 TEL：03-3501-3726 ⑧、⑨について 生産局畜産企画課 TEL：03-3502-0874
負債整理資金の緊急融通	⑩負債の償還に支障が生じた場合、当面の間、毎月末日を貸付日として緊急的に融通することが可能 【畜産特別支援資金融通事業】	乳・肉・豚	—	⑩について 生産局畜産企画課 TEL：03-3501-1083

※1：対象農家の欄における各表記は次のとおり。 乳：酪農家等、肉：肉用牛農家等、豚：養豚農家等、鶏：家きん農家等

※2：農家等の負担割合は県等の支援により軽減される場合がある。

農地や水路、林道等を復旧してほしい

被災した農地や水路、農協、森林組合、漁協等が所有する農林水産物倉庫等、林道を復旧する場合、以下の災害復旧事業等による支援を受けることが可能です。

対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
農地や水路	工事費40万円/箇所以上であれば、 災害復旧事業（農地・農業用排水路等） による支援 (事業実施主体：地方公共団体, JA, 土地改良区等)	国：補助率、83%～93% (過去5箇年の実績) 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担)	農村振興局 整備部防災課 TEL:03-6744-2211
農林水産物倉庫等	工事費40万円/箇所以上であれば、 農林水産業共同利用施設災害復旧事業 による支援	国：補助率、20% 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担)	大臣官房地方課 災害総合対策室 TEL:03-6744-2142
林道	工事費40万円/箇所以上であれば、 林道施設災害復旧事業 による支援	国：補助率、82%～92% (過去5箇年の実績) 施設管理者（県、市町村、森林組合等）： 100%-国の負担	林野庁整備課 TEL:03-6744-2304

鳥獣被害防止施設の復旧をしてほしい

鳥獣被害防止施設の再整備をする場合、以下の事業による支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

被災した鳥獣被害防止施設の再整備を支援。（鳥獣被害防止総合対策交付金）

2. 対策事業と農家等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
鳥獣被害防止施設の再整備	地域協議会や民間団体等が行う被災した鳥獣被害防止施設の再整備を、 鳥獣被害防止総合対策交付金 により支援	国：定額※、1 / 2等 県等：県と市町村による負担 農家：100%-(国の負担+県等の負担) ※自力施工の場合、資材費のみ定額支援	農村振興局農村政策部 鳥獣対策・農村環境課 TEL：03-3591-4958

農業次世代人材投資事業及び青年等就農資金の取扱いについて

被災により農作業を行えない場合等における、農業次世代人材投資事業の取扱いは以下のとおり（これから支援を受ける方も同様の取扱いになります）です。

青年等就農資金について、円滑な融通や償還猶予等の措置が適切に講ぜられるよう関係金融機関に要請しております。

1. 支援の内容

- (1) 農業次世代人材投資事業の支援を受けている方もしくはこれから受けようとする方への支援
(農業次世代人材投資事業)
- (2) 青年等就農資金について、円滑な融通や償還猶予等の措置が適切に講ぜられるよう関係金融機関に要請

2. 対策内容の概要

事業		取扱いの内容	担当及び問合せ先
農業次世代人材投資事業	研修実施日数又は農業生産等への従事日数の考え方	交付要件の研修実施日数（概ね年間1200時間以上）又は農業生産等の従事日数（年間150日かつ年間1200時間以上）に復旧作業日数※の計上が可能 ※被災した農業施設等の片付け及び再建作業、用水路等の生産基盤の整備に係る工事作業、農地や農業機械・施設等を確保するための情報収集・売買交渉等	経営局 就農・女性課 TEL：03-3502-6469
	研修又は農業経営を休止する場合	被災により研修又は農業経営を休止する場合、休止届の提出により、当該休止期間に相当する期間（最長1年間）、交付期間の延長が可能 ※（経営開始型）被災による休止期間中に得られた所得は、交付金額を算出する際の前年の総所得から除く。	
青年等就農資金		融資に係る円滑な融通・既往融資に係る償還猶予について関係金融機関に要請	

被災した森林の復旧や被害木の伐採をしてほしい

被災した森林の早期復旧や治山施設の設置等の実施を支援するとともに、森林保険における保険金の早期支払等を実施。

1. 支援の内容

- (1) 雪崩被害地等の復旧・整備（治山事業）
- (2) 被害木の伐採・搬出や植栽、森林作業道の復旧（森林整備事業）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
雪崩被害地等の復旧・整備	治山事業により、山地の雪崩等による災害を防止するための雪崩防止柵の設置等を支援。 （事業実施主体：国、都道府県）	国 : 10/10、2/3 県 : 1/2等 〔※災害復旧等事業の場合〕 国 : 2/3等 県 : 1/3等	林野庁 治山課 TEL : 03-6744-2308
被害木の伐採・搬出や植栽、森林作業道の復旧	森林整備事業により、被害森林における被害木等の伐採・搬出、伐採跡地での造林、森林作業道の開設及び改良・復旧等を支援。 （事業実施主体：都道府県、市町村、森林組合、森林所有者等）	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 所有者等 : 100%－(国の負担＋県等の負担)	林野庁整備課 造林間伐対策室 TEL : 03-3502-8065
保険金の早期支払	森林保険の加入者に対し、保険金を早期に支払う。		
継続契約の締結手続き期限を猶予	令和2年12月16日から令和3年1月7日からの大雪により災害救助法が適用された市区町村において、保険契約者が保険期間満了の30日前までに継続による契約の申込みができなかった場合であっても、令和3年2月28日までに申出があった場合は、同日まで継続による契約の締結手続きを猶予する。	—	林野庁計画課 森林保険企画班 TEL : 03-6744-2246

被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設等の撤去・復旧・整備をしてほしい

木材加工流通施設や特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設が被災した場合、再建に必要な機械施設の復旧・整備を支援。また、被災施設の撤去等の費用も支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設の復旧・整備（林業・木材産業成長産業化促進対策）
- (2) 上記に付随する被災施設の撤去（林業・木材産業成長産業化促進対策）

2. 対策事業と林業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
被災した木材加工流通施設、特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設等の復旧・整備	林業・木材産業成長産業化促進対策 により、被災した木材加工流通施設や特用林産振興施設、コンテナ苗生産基盤施設の撤去・復旧・整備及びきのこ・コンテナ苗生産資材の導入を支援。	国 : 1/2 県等 : 県と市町村による負担 林業者 : 100%-(国の負担+県等の負担)	(木材加工流通施設) 林野庁木材産業課 TEL : 03-6744-2290 (特用林産振興施設) 林野庁経営課 TEL : 03-3502-8059
被災施設の撤去		・木材加工流通施設は、1事業費、おおむね500万円以上であれば支援が可能。 ・特用林産振興施設・コンテナ苗生産基盤施設は、1事業費、おおむね100万円以上であれば支援が可能。 (生産資材の導入は事業費の下限なし)	(コンテナ苗生産基盤施設) 林野庁整備課 TEL : 03-3502-8065

漁港施設等の復旧をしてほしい

漁港施設等が被災した場合の復旧に対して支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 漁港施設等の災害復旧（漁港施設災害復旧事業）
- (2) 漁港施設等の再度災害防止（漁港施設災害関連事業）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
漁港施設等の災害復旧	漁港施設災害復旧事業により、漁港施設等の復旧を支援。	国 : 2/3等 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5638
漁港施設等の再度災害防止	漁港施設災害関連事業により、漁港施設災害復旧事業として採択された箇所又はこれを含めた一連の施設の再度災害を防止し構造物の強化等を支援。	国 : 1/2等 県等 : 県と市町村による負担	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-3502-5638

漁船、漁具等が被災してしまった

漁船保険に加入している方は、保険金の早期支払を受けることが可能です。また、必要な漁船、漁具等についてリース方式による導入に必要な経費の支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

- (1) 漁船保険の加入者に対し、保険金を早期に支払う。
- (2) 必要な漁船、漁具等についてリースの導入（水産業成長産業化沿岸地域創出事業）

2. 対策事業と漁業者の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
保険金の早期支払	漁船保険の加入者に対し、保険金の早期支払を実施	—	水産庁 漁業保険管理官 TEL：03-6744-2355
漁船、漁具等のリース	被災を機に収益性の向上と適切な資源管理を両立させる浜の構造改革に必要な漁船、漁具等のリース方式による導入について水産業成長産業化沿岸地域創出事業により支援	国：リース事業者に対し漁船・漁具等の取得費の1/2以内 上限額：漁船2.5億円、 漁具等1.5億円等 下限額：150万円 漁業者：補助残分をリース料で支払	水産庁 研究指導課 TEL：03-6744-2031

共同利用施設が被災してしまった

被災した共同利用施設（荷さばき施設、漁具倉庫、水産加工施設、種苗生産施設等）の機能の向上を図るための新築、改築等に対して支援を受けることが可能です。

1. 支援の内容

荷さばき施設、漁具倉庫、水産加工施設、種苗生産施設等共同利用施設の機能の向上を図るための新築・改築等（浜の活力再生・成長促進交付金）

2. 対策事業と県等の負担割合

支援内容	対応事業	支援の内容	担当及び問合せ先
共同利用施設の機能の向上を図るための新築・改築等	浜の活力再生・成長促進交付金により、共同利用施設の機能の向上を図るための新築・改築等を支援	国 : 1/2、4/10、1/3等 県等 : 県と市町村による負担 漁協等 : 100%-(国の負担+県等の負担)	水産庁 防災漁村課 TEL : 03-6744-2391